

諮問第1215号
平成23年5月25日

情報通信審議会
会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣 片山 善博

諮問書

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について、下記のとおり諮問する。

記

携帯電話のネットワークは、いつでもどこでも利用可能なネットワークとして国民に広く認識されており、平成23年3月末時点での携帯電話サービス契約数は約1億2千万件という状況である。加えて、近年、携帯電話の通信モジュールについては、小型化・低廉化を背景に、電子書籍、ゲーム端末、カーナビゲーション、子供の防犯ブザー等に組み込まれることにより、携帯電話のネットワークを利用した機器間の通信（Machine to Machine）の需要が広がりつつある。

今後も、携帯電話サービスの契約数が年々約500万件増加する状況が続き、かつ、従来の携帯電話の電話番号の指定方法を維持すると、平成26年2月頃には、総務省から電気通信事業者に指定する携帯電話の電話番号が不足すると想定される。

このため、今後、携帯電話に関する通信需要の増加に適切に対応し、利用者ニーズに応えるためには、現在、携帯電話の電話番号として使用している090及び080番号帯に加えて、新たに070番号帯の導入を検討するなど、携帯電話の電話番号数の拡大を検討するとともに、携帯電話とPHSとの番号ポータビリティ導入など利用者利便の向上等の観点からの検討が必要である。

また、併せて、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する第一種指定電気通信設備との網間信号接続に関する電気通信番号の指定要件について、今後更なるサービス形態の多様化や利用料金の低廉化を可能とし、利用者利便の向上に資するため、当該指定要件の在り方について検討する必要がある。

以上より、以下の事項について、貴審議会に諮問するものである。

- (1) 携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度の在り方
- (2) 電気通信番号の指定要件の在り方

情通審第46号
平成23年5月25日

電気通信事業政策部会
部会長 山内 弘隆 殿

情報通信審議会
会長 大歳 卓麻

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について

平成23年5月25日付け諮問第1215号により、当審議会に諮問された「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」については、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づき、電気通信事業政策部会に付託する。